

京都スカッシュプレイヤーの会会則

平成21年4月1日

第1条（名称）

本会は「京都スカッシュプレイヤーの会」（以下、「本会」という。）と称する。英語表記はKYOTO SQUASH PLAYERS NETWORK とする。

第2条（目的）

京都にあるスカッシュコートを拠点とするスカッシュプレイヤーが施設の垣根を越え、横断的な交流・連携を進めるとともに、地域での総力を結集し、スカッシュの技術向上と普及・振興を目指す。

第3条（活動）

前条の目的を達成するため本会は以下の活動を行うものとする。

- （1）京都カップの開催。
- （2）交流会の実施。
- （3）ホームページの運営。
- （4）その他、目的達成に必要な活動。

第4条（会員資格）

京都にあるスカッシュコートを拠点とするスカッシュプレイヤーすべてを会員とする。

第5条（自己責任）

本会が実施する行事等に参加する者は、総て自分の意思により参加するものとし、行事等に起因する総ての責任は参加した個人が負担し、本会としては責任を負担しない。

第6条（役員）

- （1）本会の役員は次の通りとする。

会長	1名
副会長	複数名
会計	1名

- （2）会長は本会を代表し、会の運営を総括する。
- （3）副会長は会長を補佐し、その任務を代行する。

第7条（幹事）

京都にあるスカッシュコートを拠点に活動する同好会、サークル、チーム等の団体（以下「同好会等」という。）から本会に幹事を派遣する。

第8条（役員の選出）

役員は幹事の中から互選により選出する。

第9条（役員の任期）

- （1） 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- （2） 各役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その任務を続行しなければならない。
- （3） 欠員が生じた場合の後任の期間は、前任者の残任期間とする。

第10条（監事）

- （1） 本会に監事を2名置く。
- （2） 監事は、会員の中から幹事会が選任する。
- （3） 監事は、本会の会計を監査する。
- （4） 監事の任期は、2年とする。

第11条（名誉顧問および顧問）

本会に名誉顧問および顧問を置くことができる。

第12条（総会）

- （1） 定期総会は、本会の年間活動の総括の場であり、毎年1回開催する。臨時総会は、幹事会および会長が必要と認めたととき開催することができる。
- （2） 総会では、次の事項について審議する。
 - 1. 前年度の活動報告および決算報告
 - 2. 新年度の活動計画および予算
 - 3. 会則の改正
 - 4. その他、必要事項
- （3） 議長は、本会幹事から選出する。
- （4） 定期総会は、京都カップの懇親会と併せて開催する。

第13条（幹事会）

- （1） 幹事会は、会長が招集する。
- （2） 幹事会は、幹事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決するこ

とができない。ただし、当該議事についてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第15条（経費）

- (1) 本会の経費は各種イベントの余剰金および寄付金、協賛金、同好会等からの協力を金をもってあてる。
- (2) 本会の幹事及び監事、名誉顧問、顧問は無報酬とする。
- (3) 経費の使用用途は第2条の目的、第3条の活動以外に使用できない。
- (4) イベントの会計は、イベントごとに独立採算とする。

（付則）

この会則は、平成19年5月28日より施行する。

（付則2）

本会の平成21年度の幹事、役員および監事は別表の通りとする。

別 表

役 職	氏 名	所属同好会等
会 長	梅林 信彦	エルスポーツ京都 スカッシュ同好会
副会長	高木 あきみ	エルスポーツ京都 スカッシュ同好会
会 計	西川 潤	エルスポーツ京都 スカッシュ同好会
	滝川 尚子	エルスポーツ京都
	八里 修平	ジュリア
	神谷 典子	AVID
	斉藤 昭人	AVID
	星野 弘喜	SHIN-SHIN スカッシュクラブ
	後藤 翔	立命館大学スカッシュサークル
	有田 千恵	京都ノートルダム女子大学スカッシュサークル
	高松 理恵	京都ノートルダム女子大学スカッシュサークル
監 事	伊藤 和彦	エルスポーツ京都
監 事	野村 尊史	ジュリア
名誉顧問	桧山 進次郎	阪神タイガース
顧 問	岩井 祐二	スカッシュマジック
顧 問	渡辺 祥広	TEAM WATANABE